

不適合工事の処理要領

(目的)

第1条 この要領は、福島県工事検査実施要綱（以下「要綱」という。）第11条に規定する不適合工事の処理に関し、必要な事項を定めるものである。

(未竣工の工事)

第2条 未竣工の工事とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 出来高不足の工事
- (2) 施工位置の不一致の工事
- (3) 後片付け未了の工事

ただし、以下のものを除く。

- ① 監督員が指示した検査用足場、仮設物等
- ② 現場事務所等が他工事の関連施設として管理・使用されており、当該工事に関する一切のものが撤去されている場合

(出来形・品質に不適合がある工事)

第3条 出来形・品質に不適合がある工事とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 規格値を満足していない工事
- (2) 規格・材質・強度・性能等が満足していない工事
- (3) 施工不良による有害なクラック・変形変質が確認された場合
- (4) 施工管理等資料不足の場合
- (5) その他上記に類する工事

(公所長への通知)

第4条 検査員は、検査の結果、工事の施工が工事請負契約書、契約約款及び設計図書に適合しない場合は、工事等検査調書と不適合箇所の詳細を記載した不適合箇所調書を当該公所長に通知しなければならない。

(所要の処置)

第5条 公所長は、その原因が工事発注者又は工事受注者の何れの責任によるものかを判定し、所要の処置を行わなければならない。

(再検査請求)

第6条 公所長は、前条の規定による処理又は修補の完了後、あらためて要綱第6条の規定により出納局長に検査の請求を行うものとする。

(関係機関への通知及び送付)

第7条 検査員は、再検査に係る竣工を確認したときは遅滞なく工事等検査調書にその旨を

記載して当該公所長に通知しなければならない。

- 2 出納局長は、再検査に係る竣工を確認したときは、速やかに当該公所長に対して工事監督及び施工管理の徹底を促す注意喚起の通知を行うとともに、関係部長に対して当該不適合工事に関する工事等検査調書の写しと不適合箇所調書の写しを送付する。

(受託工事の処理)

第8条 受託工事の処理に関しては、第4条及び第7条中「当該公所長に」とあるのは「当該公所長を経由して契約権者に」と、第5条中「公所長は」とあるのは「契約権者は」と、第6条中「出納局長に」とあるのは「契約権者を代理して出納局長に」とする。

(読替規定)

第9条 農林水産部又は土木部の本庁機関において契約を締結し、公所長に工事監督の委任を行っていない場合の処理に関しては、第4条から第6条まで及び第7条第1項中「公所長」又は「当該公所長」とあるのは農林水産部の所管に属する請負工事にあつては「農林水産部長」とし、土木部の所管に属する請負工事にあつては「土木部長」とする。また、第7条第2項中「当該公所長」とあるのは「当該課長」とする。

- 2 前項の読替規定は、第8条においても適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 「設計図書等不適合の場合の処置」の取り扱いについて（平成19年6月19日付出第989号）は廃止する。

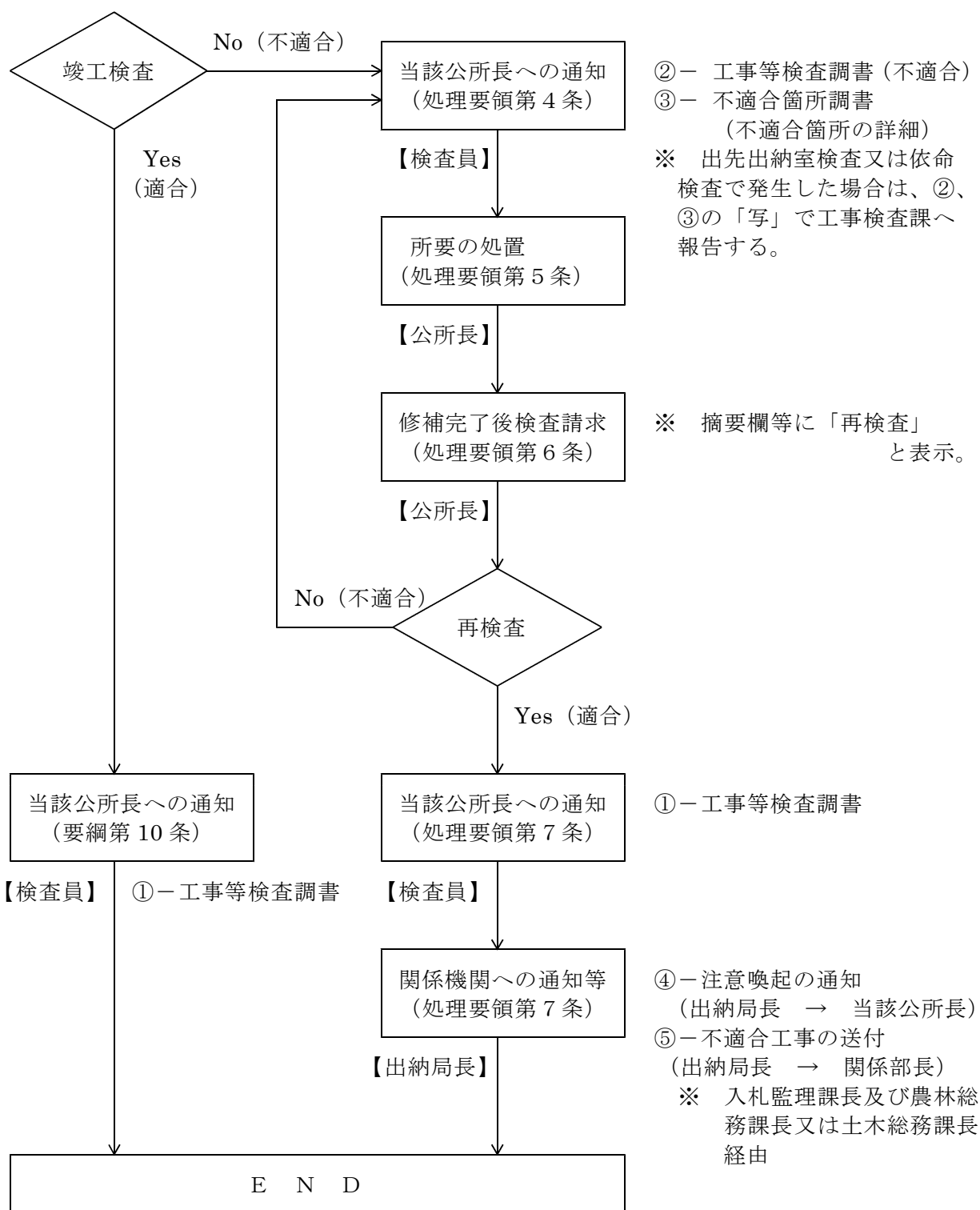
附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

「不適合工事の処理」の取扱いフロー図



ここで、「要綱」とは工事検査実施要綱、「処理要領」とは不適合工事の処理要領をいう。